

六 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案

現行

（銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）  
 第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（銀行を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）  
 第十六条の四 法第五十二条の二十において準用する法第五十二条の十六の規定による銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

改正案			現行		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の十九第一項	取締役（指名委員会等設置会社）にあつては、執行役）	取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者	第五十二条の十九第一項	取締役（委員会設置会社）にあつては、執行役）	取締役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者